平成２１年（フ）第５７号
宮城県登米市登米町大字日根牛上羽沢152番地
破産者　西城　　啓
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第６６号
宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目19番地１県営迫萩洗住宅２―201号
破産者　阿部　勝司
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１７４９号
横浜市旭区上川井町396番地、開始決定時の住所横浜市旭区白根２丁目25番21号
破産者　石毛　幹夫
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７５号
神奈川県伊勢原市白根436番地、開始決定時の住所神奈川県大和市上和田1009　上和田荘201
破産者　佐藤　勝年
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７６号
神奈川県伊勢原市白根436番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市小稲葉114番地の５
破産者　佐藤　信一
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７７号
神奈川県伊勢原市白根99番地の１　パーシモン99　103号
破産者　佐藤　隆正
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６３号
長野県上田市腰越1524番地１
破産者　下村　公一
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０４号
岐阜県安八郡輪之内町南波407番地の５
破産者　小堀　信雄
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
静岡県御前崎市佐倉1792番地の１　水野住宅北Ｆ号
破産者　牧田　秀代
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１３７３号
大阪府高槻市緑が丘１丁目４番11号、破産手続開始決定時の住所京都市山科区竹鼻堂ノ前町17番地１　パレス山科405
破産者　寒川　喜光
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野232番地８
破産者　鳥越かおる歌謡学院こと　鳥越かおる
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
京都府京丹後市久美浜町大向407番地
破産者　井上　明子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９１９３号
大阪府高槻市宮之川原１丁目７番３号、住民票上の住所大阪府高槻市安岡寺町２丁目31番２号
破産者　奥村　耕平
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８０号
大阪市旭区太子橋３丁目14番６号
破産者　大槻　　誠
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１５号
奈良市右京５丁目９番地　平城右京団地15―201
破産者　安里　博行
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
広島県竹原市下野町1586番地
破産者　岡本　隆志
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第４０号
沖縄県名護市字真喜屋514番地７
破産者　金城　達子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２０年（フ）第４１号
沖縄県名護市大南２丁目12番15―201号ジョイフル、前住所沖縄県名護市字真喜屋514番地７
破産者　金城　　光
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第７号
栃木県足利市福居町1280番地１
破産者　大場　英生
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部